ユナイテッド株式会社 定款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当会社は、ユナイテッド株式会社と称し、英文では UNITED, Inc.と表示する。

(目 的)

- 第2条 当会社は、次の事業を営むこと、次の事業を営む会社及びこれらに相当する事業を営む外国会社の 株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。
 - (1)情報通信システムの企画、開発、設計及び運用
 - (2) 新商品開発、企画、立案、並びに販売、調査の受託
 - (3) インターネット及び携帯電話通信網での情報処理サービス及び情報提供サービス業
 - (4) インターネット及び携帯電話通信網での広告並びに情報収集、処理業務
 - (5) コンピュータソフトウェアの設計・プログラム開発及び研究並びに技術提供及び保守業務 に関する事業
 - (6) コンピュータ機器及びその周辺機器・ソフトウェアの仕入れ、開発、販売、設置、保有、保 管理及び賃貸
 - (7) インターネット及び携帯電話通信網の通信手段を利用した通信販売業及び販売代理業
 - (8) 古物営業法に基づく古物販売業
 - (9) 広告、宣伝並びに各種販売促進に関する企画、制作及び広告代理業
 - (10) インターネット及び携帯電話通信網を利用した情報システム、通信ネットワーク、データベースの企画、開発、設計、管理、技術提供及び運用に関するコンサルタント
 - (11) インターネット及び携帯電話通信網を利用した市場調査の企画、実施、コンサルタント
 - (12) インターネット及び携帯電話通信網のネットワークを利用した商取引、決済処理に関する事務代行の事業
 - (13) インターネット及び携帯電話通信網による販売者のクレジット等を利用した当事者確認の事務代行の事業
 - (14) インターネット及び携帯電話通信網のホームページ企画、立案、制作
 - (15) デジタルコンテンツの企画、制作、配信及び販売
 - (16) 各種音声、映像ソフトウェアの企画、制作、販売
 - (17) プロモーションビデオ等の映像の企画、制作、販売
 - (18) グラフィックデザイン及び商業デザインの企画、制作
 - (19) 各種マーケティング業務
 - (20) 電気通信事業
 - (21) 一般雑貨の販売業務並びに委託
 - (22) 酒類の販売
 - (23) 損害保険代理業及び生命保険の募集に関する業務
 - (24) 有価証券の投資業務
 - (25) 会社の合併並びに技術、販売、製造等の提携の斡旋
 - (26) 経営コンサルティング業
 - (27) 国内外投資先の斡旋及び仲介業務
 - (28) 講演会、講習会、セミナー等の企画、運営及び開催
 - (29) イベントの企画・立案並びに運営
 - (30) 産業財産権(著作権、著作隣接権、特許権、実用新案件、意匠権、商標権等)の取得、貸与 及び管理
 - (31) 不動産の賃貸、管理及び仲介
 - (32) 有料職業紹介事業
 - (33) 労働者派遣事業
 - (34) 投資事業組合財産の運用及び管理
 - (35) 各種出版物の企画、制作、翻訳、発行並びに販売
 - (36) 金銭貸付業
 - (37) 投資顧問業

- (38) 仮想通貨交換業
- (39) 仮想通貨その他の電磁的価値情報に関する業務
- (40) ブロックチェーン技術等を利用した業務
- 2. 当会社は、前項の事業及びこれに附帯又は関連する一切の事業を営むことができる。

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都渋谷区に置く。

(機関)

- 第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
 - (1) 取締役会
 - (2) 監査役
 - (3) 監査役会
 - (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、44,354,400株とする。

(自己株式の取得)

第7条 当会社は、会社法165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。

(株式取扱規則)

第11条 当会社の株主権行使その他株式に関する取扱いは、法令又は本定款のほか、取締役会の定める株式 取扱規則による。

第3章 株主総会

(招集)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

2. 当社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者及び議長)

- 第 14 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会においてあらかじめ定めた取締役が 招集する。当該取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の 取締役が株主総会を招集する。
 - 2. 株主総会の議長は、取締役会においてあらかじめ定めた取締役が議長を務める。当該取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が議長を務める。

(電子提供措置等)

- 第 15 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
 - 2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議 決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(株主総会の決議方法)

- 第 16 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
 - 2. 会社法第309条第2項の定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

- 第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。
 - 2. 株主又は代理人は、代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第18条 当会社の取締役は15名以内とする。

(取締役の選任方法)

- 第19条 当会社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。
 - 2. 取締役の選任については累積投票によらない。

(取締役の任期)

- 第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の 終結の時までとする。
 - 2. 補欠として選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第21条 当会社は、取締役会の決議をもって会社を代表する取締役若干名を定める。

(取締役会の招集権者及び議長)

第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会においてあらかじめ定めた取締役が 招集し、議長となる。当該取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に 従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第23条 取締役会の招集通知は、開催日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して通知するものとる。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の省略)

第 24 条 当会社は、会社法第 3 7 0 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議の目的である事項につき 取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第25条 取締役会に関する事項については、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

- 第27条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。
 - 2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。) との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただ し、当該契約に基づく責任の限度額は、300万円以上であらかじめ定めた額又は法令が規定す る額のいずれか高い額とする。

第5章 監査役及び監査役会

(監査役の員数)

第28条 当社の監査役は、4名以内とする。

(監査役の選任方法)

- 第29条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。
 - 2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

- 第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終 結の時までとする。
 - 2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第31条 監査役会は、監査役の中から常勤監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第32条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、 この期間を短縮することができる。

(監査役会の決議の方法)

第33条 監査役会の決議は、法令で別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数で行う。

(監査役会規程)

第 34 条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役の報酬等)

第35条 監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

- 第 36 条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。
 - 2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、300万円以上であらかじめ定めた額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第6章 会計監査人

(会計監査人の選任方法)

第37条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

- 第38条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
 - 2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第39条 会計監査人の報酬等は、取締役が監査役会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任免除)

第40条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、500万円以上であらかじめ定めた額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第7章 計算

(事業年度)

第41条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

- 第42条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。
 - 2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。
 - 3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(中間配当金)

第43条 当会社は、取締役会の決議によって、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

- 第44条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、 当会社はその支払義務を免れる。
 - 2. 未払いの配当金には利息を付さない。

(附則)

- 1. 現行定款第15条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更 案第15条 (電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下「施行日」という)から効力を生ず るものとする。
- 2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条はなお効力を有する。
- 3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

平成 24 年 12 月 06 日 改訂 平成 27 年 6 月 25 日 改訂 平成 28 年 6 月 24 日 改訂 平成 30 年 6 月 20 日 改訂 令和 4 年 6 月 16 日 改訂